

## 定期監査結果報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により公表する。

令和6年2月28日

見附市監査委員 依田志郎

同 重信元子

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 監査の対象   | 見附市地域経済課の令和4年度の業務<br>(機構・組織改革に伴い、令和5年度において新規に所管する業務を含む)                                    |
| 2 監査の期間   | 令和6年1月16日から令和6年2月13日まで   |
| 3 監査の着眼点  | ・法令に適しているか<br>・財務事務が正確に行われているか<br>・最少の経費で最大の効果を挙げているか<br>・組織及び運営の合理化に努めているか                |
| 4 監査の実施内容 | あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿等に基づき、関係職員の説明を求め、見附市監査基準に準拠し、関係諸帳簿類の照査を行い実施した。                          |
| 5 監査の結果   | 上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。 |